



必要書類 入門

練馬区保育課入園相談係



この動画では、保育園等の申請に必要な書類について説明します。

目次

- 1 自身が提出すべき書類が何か、確認しましょう
- 2 ①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書
- 3 ②保育を必要とする状況を証明するための書類
- 4 ③その他の必要書類
- 5 ④利用調整等に使用する税に関する書類



保育園等の申込みに必要な書類は①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書から④利用調整等に使用する税に関する書類まで、大まかに分けて4種類あります。ひとつずつ見ていきましょう。

Ⅰ 自身が提出すべき書類が何か、確認しましょう



まず、ご自身が提出すべき書類が何か、確認しましょう。

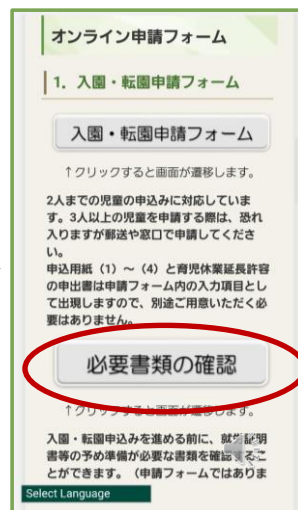


「必要書類確認フォーム」を活用しましょう

練馬区 入園 オンライン 検索



↑ 必要書類確認フォーム



では、必要書類確認フォームの画面を見てみましょう。画面上の二次元コードを読み込んでいただく以外に、「練馬区 入園 オンライン」などのワードで検索いただくと、練馬区の保育園のオンライン申請のページが検索結果に出てきます。

スクロールしていただくと、「必要書類の確認」というバナーがあるので、クリックしてください。一番右と同じ画面が出たら、画面上の指示に従って回答をお願いします。



「必要書類確認フォーム」を活用しましょう

logoform.jp

10 必要書類チェックシート 【R6.10.1～】

入力フォーム

1 2 3 4 5 6 7

入園・転園申込みを進める前に、就労証明書等の予め準備が必要な書類を確認することができます。

練馬区保育園等入園申込 必要書類チェックシート 【R6.10.1～】

- ・このフォームは、練馬区保育園等入園申込に必要な書類を確認するためのものです。
- ※入園申請フォームではありません
- ・選択肢によって提出すべき書類のフォームが現れる仕組みになっています。
- ・書類後の内容確認画面をスクリーンショットするなどして、提出する際の参考にしてください。
- ・『』で表示された書類は区で定めた書類です。原則、区の様式以外は受付できませんので、ご注意ください。
- ・書類の詳細については、必ず「入園（転園）申込みについて」（ページが移動します。）もご確認ください。



10 必要書類チェックシート 【R6.10.1～】

入力フォーム

1 2 3 4 5 6 7

【保育を必要とする状況を証明するための書類】

- ・保護者それぞれの該当する書類が必要です。
- ・保育を必要とする状況が複数ある場合は、それぞれの書類が必要です。

世帯主（代表保護者）の要件

必須

当てはまるものすべてを選択してください。 **必須**

☐ 就労（内定を含む）



10 必要書類チェックシート 【R6.10.1～】

入力フォーム

1 2 3 4 5 6 7

以下の書類をご提出ください

【世帯で1つ提出する書類】

●『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①～⑤』

※オンライン申請の場合、当該書類を添付する必要はありません。（フォーム上の入力のみで済みます。）

「以下の書類をご提出ください」と書かれたページに記載のある書類が、提出すべき書類です。是非お気軽にご利用ください。

2 ①教育・保育給付認定申請書兼保育園等 利用申込書



では、実際に提出すべき書類についてご案内します。まずは、①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書についてです。

2 ①教育・保育給付認定申請書兼 保育園等利用申込書

下記①～⑤で一組です

- ①家庭状況・希望保育園等
- ②保護者の状況
- ③児童の状況 (No.1・No.2)
- ④重要事項確認表 (No.1・No.2)
- ⑤マイナンバー記入用紙



※令和7年1月2日以降、練馬区に転入した方については、保育料の無償化後も国庫負担額決定のために、マイナンバーによる情報照会を行います。

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、保育園等の入園を希望する場合は、マイナンバーの確認が必要となります。



申込書⑤『マイナンバー記入用紙』が未提出であっても、入園申請は有効です。

利用調整においても不利になることはありません。

ただし、入園後に課税(非課税)証明書の提出を追加で求める場合があります。

①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書は、5種類の申請書から成り立っています。①家庭状況・希望保育園等、②保護者の状況、③児童の状況 (No.1・No.2)、④重要事項確認表 (No.1・No.2)、そして⑤マイナンバー記入用紙です。⑤のマイナンバー記入用紙は、マイナポータルを利用した電子申請の「ぴったりサービス」からオンラインで提出できるようになりました。是非ご利用ください。なお、令和7年1月2日以降練馬区に転入した方については、保育料の無償化後も国庫負担額決定のために、マイナンバーによる情報照会を行います。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、保育園等の入園を希望する場合は、マイナンバーの確認が必要となります。

申込書⑤『マイナンバー記入用紙』が未提出であっても、入園申請は有効です。また、利用調整においても不利になることはありません。ただし、入園後に課税(非課税)証明書の提出を追加で求める場合があります。

3 ②保育を必要とする状況を証明するための書類



次に、②保育を必要とする状況を証明するための書類についてご案内します。

3 ②保育を必要とする状況を証明するための書類



保護者それぞれの状況に合わせた書類が必要です

就労証明書

診断書

母子健康手帳のコピー

障害者手帳

など



就労証明書や診断書は、事前準備を

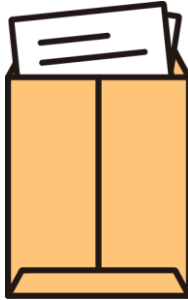
(発行に時間がかかる場合があります)



②保育を必要とする状況を証明するための書類は、保護者それぞれの状況に合わせて書類をご用意いただく必要があります。列記したうち、「就労証明書」はお勤め先の人事の方に依頼して書いていただいたり、自営業の方ならご自身で作成していただいたりする必要があります。

また、診断書は、病院に依頼して書いていただく必要があります。発行に時間がかかる場合がありますので、事前にご準備をお願いいたします。

4 ③その他の必要書類



続いて、③その他の必要書類についてご案内します。

4 ③その他の必要書類



世帯によって、提出が必要な世帯と不要な世帯があります

**在園（受託）
証明書**

↑ 練馬区内の認可保
育園・地域型保育事業
の在園児は不要です

**ひとり親であることの
申立書**

**心身状況表、
主治医等見解書**

など

詳しくは「令和8年度
保育利用のご案内」を
ご覧ください



③その他の書類については、世帯によって、提出が必要な世帯と不要な世帯があります。

例えばすでに通っている園がある場合は「在園証明書」、ひとり親の場合は「ひとり親であることの申立書」、障害児枠での申込みの場合は「心身状況表」「主治医等見解書」など、状況に合わせてご確認ください。

詳しくは、「令和8年度 保育利用のご案内」をご覧ください。

5 ④利用調整等に使用する税に関する書類



最後に、④利用調整等に使用する税に関する書類についてご案内します。

5 ④利用調整等に使用する税に関する書類



令和6年1月1日以前から練馬区に住民登録があり、保護者全員に練馬区で住民税が賦課・決定されている場合、税に関する書類は提出不要です

入所年月	住所地	必要書類
令和8年8月入園まで	令和6年1月1日時点で練馬区に住民登録がない方	令和6年度住民税納税通知書または課税（非課税）証明書のコピー
	国内に住民登録がない方	令和5年1月～12月分の収入および控除額が確認できる書類のコピー ※
令和8年9月入園から	令和7年1月1日時点で練馬区に住民登録がない方	令和7年度住民税納税通知書または課税（非課税）証明書のコピー
	国内に住民登録がない方	令和6年1月～12月分の収入および控除額が確認できる書類のコピー ※

※ ご提出いただいた書類を基に、練馬区に在住していた場合に課税されていたであろう住民税額を算出いたします。外国語で記載されている場合は、日本語に訳してご提出ください。

④利用調整等に使用する税に関する書類は、練馬区にいつから住民登録しているかによって、提出すべき書類が変わります。令和6年1月1日以前から練馬区に住民登録があり、保護者全員に練馬区で住民税が賦課・決定されている場合、税に関する書類は提出不要です。住民税が未申告の場合は、申告をお願いいたします。

入所年月が令和8年8月入園までで、令和6年1月1日時点で練馬区に住民登録がない方は、令和6年度住民税納税通知書または課税（非課税）証明書のコピーを提出してください。国内に住民登録がない方は、令和5年1月～12月分の収入および控除額が確認できる書類のコピーを提出してください。外国語で記載されている場合は、日本語に訳してご提出ください。

入所年月が令和8年9月入園以降で、令和7年1月1日時点で練馬区に住民登録がない方は、令和7年度住民税納税通知書または課税（非課税）証明書のコピーを提出してください。国内に住民登録がない方は、令和6年1月～12月分の収入および控除額が確認できる書類のコピーを提出してください。外国語で記載されている場合は、日本語に訳してご提出ください。

詳細は、「令和8年度 保育利用のご案内」の該当ページで確認してください。

5 ④利用調整等に使用する税に関する書類



課税（非課税）証明書は、**全部事項証明**をご提出ください。納税証明書ではありません



市区町村税 所得割額、年度、自治体名、氏名が記載されたものを提出ください



住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除がある場合、**控除額が記載された書類**の提出が必要です



自営業の方も、確定申告書第一表・第二表の提出に加え、課税（非課税）証明書の提出が必要です 

注意事項も併せてご案内します。

課税（非課税）証明書は、全部事項証明をご提出ください。納税証明書ではありませんので、ご注意ください。

市区町村税 所得割額、年度、自治体名、そして氏名が記載されたものを提出ください。

住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除がある場合、控除額が記載された書類の提出が必要です。

自営業の方も、確定申告書第一表・第二表の提出に加え、課税（非課税）証明書の提出が必要です。

以上で、保育園等の申請に必要な書類についての説明を終わります。